

期日指定定期預金商品概要説明書

令和7年6月30日現在

商品名	・ 期日指定定期預金
ご利用いただける方	・ 個人の方のみ
期 間	・ 最長3年（据置期間1年） ・ 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの任意の日を指定できます。 ただし、満期日の指定は1か月前までに通知が必要です。 ・ 預入時のお申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 1円以上300万円未満 ・ 1円単位
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻しいたします。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 固定金利 ・ 預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・ 満期日以後に一括してお支払いします。 ・ 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割により計算します。（1年毎複利計算）
税 金	・ 国税15.315%、地方税5%が源泉分離課税されます。 （ただし、マル優をご利用の場合は除きます。）
手数料	-
付加できる特約事項	・ 自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保定期預金とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の2年以上の約定利率に0.5%を上乗せした利率になります。） ・ 「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度」の対象となる方は、マル優のお取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた期日前解約利率（小数点第4位以下切捨て）および預入日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利計算した期日前解約利息とともにお支払いします。 ※中途解約時の適用利率が解約時における普通預金利率を下回る場合は、解約時における普通預金利率を適用します。 (1) 預入期間が6か月未満の場合 解約日の普通預金利率 (2) 預入期間が6か月以上1年未満の場合 預入時の2年以上の利率×40% (3) 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 預入時の2年以上の利率×50% (4) 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 預入時の2年以上の利率×60% (5) 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 預入時の2年以上の利率×70% (6) 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合 預入時の2年以上の利率×90%
金利情報の入手方法	・ 金利は当金庫ホームページまたは窓口へご照会ください。

次項へつづきます。

<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス課（9時～17時、電話：0120-114-943）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部コンプライアンス課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。尚、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、下記の方法によりお客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等もご利用可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調停 東京三弁護士会の調停人とそれ以外の調停人がテレビ会議システム等を用いて紛争の解決にあたります。 例) 長野県弁護士会で現地調停を行う ・ 移管調停 当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。 例) 愛知県弁護士会に移管調停する。
<p>その他参考 となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 満期日の指定がないときは、最長預入期限が満期日となります。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。